

日本EMDR学会認定「EMDRコンサルタント資格」遅延更新／回復申請書(B)

申請年月日： 20 年 月 日

1)氏名： _____ 2)所属： _____

3)住所： 〒 _____

4)電話：(_____) 5)メール： _____

以上1)～5)の個人情報について学会HP(治療者リスト)上での開示を希望しますか？
(開示希望の該当項目番号を○で囲む)

資格取得・更新後2年以上経過している場合、以下の記入に際し、学会HPの「認定臨床家および認定コンサルタントの資格更新手続き遅延措置」をよくご参照ください。

日本EMDR学会認定「EMDRコンサルタント資格」遅延更新／回復申請要項

1) 現有する精神保健専門家資格証明について

- * あなたの精神保健の専門家資格は：臨床心理士／公認心理師／医師（該当を○で囲む）
- * 上記の専門家資格証明書のコピーを添付提出してください。

2) 12時間のEMDR継続研修の修了証明について

- * 該当する継続研修の修了証のコピーを添付提出してください。
- 資格の遅延更新または回復申請には、2年毎に日本EMDR学会認定(またはそれに準じる)のEMDR継続研修を12時間以上受講することが必須です。過去に学会資格の申請用に使用した時間数は再利用できません。「経過措置」および「延長経過措置」の対象者は、必要とされる時間数が不明の場合、事務局にお問い合わせください。

3) 更新料について

- * 更新料：日本EMDR学会員 25000円
- この申請用紙に必要事項を記入し、日本EMDR学会事務局に送付のうえ、下記口座にお振込ください。 上記は遅延申請料金が加算された金額です。
- ゆうちょ銀行 店名四二八(読みヨンニハチ) 店番：428
預金種目：普通貯金 口座番号：0573465
名義：一般社団法人 日本EMDR学会 シヤニホンイーエムディーアールガッカイ
《内訳として「認定資格更新料」と明記いただくか、学会事務局宛にメールにてご連絡ください》
注：更新の場合、現日本EMDR学会会員資格を2年間は継続している必要があります。

4) 日本EMDR学会会則の遵守について

あなたは日本EMDR学会認定の資格保持者として、本学会会則を遵守しますか？
はい／ いいえ（該当するものを○で囲む）

20 年 月 日

ご署名： _____

* 本状に記入の上、必要書類とともに下記にご郵送ください。

郵送先：〒355-0063 埼玉県東松山市元宿1-18-4-101

メディカル教育研究社内 日本EMDR学会 email: info@emdr.jp